

小口零細企業保証(全国小口)のご案内

平成 19 年 10 月に責任共有制度が導入されましたが、責任共有制度の導入により影響を受ける可能性のある小規模零細事業者を対象として、小口零細企業保証(通称：全国小口)が創設されました。

小口零細企業保証(全国小口)のポイント

従業員 20 人(商業・サービス業 5 人)以下の会社及び個人が対象となります。

保証限度額は、既存の保証付融資残高(根保証の場合は融資極度額)との合計で 1,250 万円です。

責任共有対象外(100%保証)です。

【金融機関の皆さまへ】ご利用の際は、利用可能額の確認のため、当協会まで事前照会をしていただくようお願いします。所定の事前照会書または電話等にて照会してください。

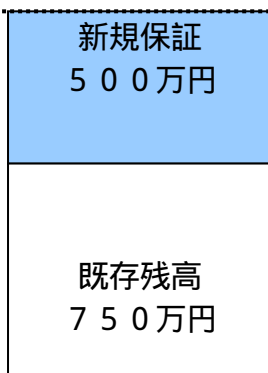
利用可能額の判断について

既存の保証協会の保証付融資残高(根保証の場合は融資極度額)との合計が 1,250 万円以内となる新規保証が本制度の対象となります。

【ケースA】

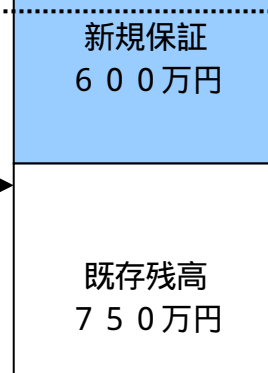
【ケースB】

1,250 万円



既存の保証協会の保証付融資残高()は、保証時期、保険種別等に係らず、すべての保証を付した融資残高の合計となります。

部分保証の場合は、保証協会の保証でカバーされている分だけでなく、融資の全体額をカウントします。



【ケースA】新規保証が、トータル 1,250 万円以内なので本制度の対象となります。

【ケースB】新規保証が、トータル 1,250 万円超となるので本制度の対象にはなりません。

【小口零細企業保証（全国小口）の概要】

対象者	従業員数20人以下（商業またはサービス業の方 従業員数5人以下） 中小企業信用保険法第2条第2項に定める「小規模企業者」の方が対象となります。		
保証限度額	1,250万円 すでにご利用いただいている保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、1,250万円の範囲内となる新規の保証に限ります。		
貸付形式	手形貸付・証書貸付・手形割引（根保証形式は除きます）		
保証期間	10年以内（据置6ヶ月以内）	返済方法	一括または分割返済
保証料率	利用する保険等によって決定します。		
担保・保証人	担保：原則として無担保。 保証人：原則として法人代表者以外不要です。		
留意点	信用保証依頼書の保証制度（略称）欄には「全国小口（特例保険名）」とご記入ください。 特例保険名については、利用する特例保険名を具体的に記入してください。【例】（セーフティネット5号）（創業）（創業等）。なお、特例保険を利用しない場合は、（特例なし）と記入してください。		

【群馬県小規模企業事業資金の概要】 詳しくは制度要綱等をご覧ください。

（下表の小口零細企業資金、県小規模一般Aタイプのほかに、金融機関がプロパーで対応するBタイプがございます。）

区分	小口零細企業資金 （通称：県小規模小口零細）	小規模企業事業資金Aタイプ （通称：県小規模一般Aタイプ）
対象者	従業員数20人以下（商業またはサービス業の方 従業員数5人以下） 中小企業信用保険法第2条第2項に定める「小規模企業者」の方が対象となります。	
融資限度額	小口零細企業資金、県小規模一般Aタイプ、Bタイプを合わせて1,250万円 なお、小口零細企業資金は、すでにご利用いただいている保証協会の保証付き融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で、1,250万円の範囲内となる新規の保証に限ります。	
資金使途	設備資金（土地を除く）及び運転資金	
保証期間	設備8年以内（据置6ヶ月以内） 運転6年以内（据置6ヶ月以内） 23年度は上記据置期間を1年間延長します。ハツ場ダム対策関連については更に1年間延長します。	
返済方法	原則として年1回以上の元金均等返済	
信用保証	保証協会の小口零細企業保証を付します。	保証協会の小口零細企業保証以外の保証を付します。
融資利率 （23年度）	責任共有制度対象外 年2.1%以内	責任共有制度対象外の場合 年2.1%以内 責任共有制度対象の場合 年2.15%以内
保証料率	利用する保険等によって決定します。	
担保・保証人	担保：原則として徴求いたしません。 保証人：原則として法人代表者以外不要です。	
留意点	信用保証依頼書の保証制度（略称）欄には「県小規模小口零細（特例保険名）」とご記入ください。 信用保証書には「小規模小口」と表示されます。	信用保証依頼書の保証制度（略称）欄には「県小規模一般（特例保険名）」とご記入ください。 信用保証書には「小規模一般」と表示されます。

群馬県小規模企業事業資金「小口零細企業資金（通称：県小規模小口零細）」の留意点

1年以上継続して県内に事業所等を有し、事業を行っている方が対象となります。

利用いただける金融機関は、県内に支店を有する地方銀行、第二地方銀行、信用金庫及び信用組合です。

小規模企業事業資金（通称：県小規模一般）との混同を避けるため、信用保証依頼書の保証制度（略称）欄には「県小規模小口零細（特例保険名）」と明記してください。（特例保険名については、上記概要の留意点欄をご参照ください。）

本店	〒371-0026 前橋市大手町三丁目3番1号 群馬県中小企業会館4・5・6階	高崎支店 保証第一課・第二課 〒370-0006 高崎市問屋町二丁目7番地2 TEL 027-362-7733
保証統括部		桐生支店 保証課 〒376-0023 桐生市錦町三丁目1番25号 桐生商工会議所会館4階 TEL 0277-43-6211
保証推進課	TEL 027-231-8875	太田支店 保証課 〒373-0851 太田市飯田町1180番地 TEL 0276-48-8811
企業支援課	TEL 027-219-6003	
営業部		
保証第一課	TEL 027-231-8818	
保証第二課	TEL 027-231-8819	